

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	障害者自立支援給付又は支援に関する事務(自立支援給付関係事務ほか)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、障害者自立支援給付又は支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

さつま町長

公表日

令和8年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	障害者自立支援給付の支給等に関する事務(自立支援給付関係事務ほか)	
②事務の概要	児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、さつま町重度心身障害者医療費助成条例などの関連法令の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。 障害者自立支援給付の支給等に関する事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①自立支援給付関係事務 ②障害者福祉サービス関係事務 ③地域生活支援事業関係事務 ④重度心身障害者医療費助成事務(条例に基づく独自利用事務)	
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更生医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、重度医療)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
手帳情報ファイル、受給者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 21項、51項、107項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 (情報照会事務) 番号法第19条第9号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	ほけん福祉課	
②所属長の役職名	ほけん福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	さつま町役場 ほけん福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用)は、USBメモリをパスワードにより解除すること、申請書等に記載された特定個人情報についてはマスキング処理等を行うこととしている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		
	当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づいて特定個人情報の収集を行うため、目的外の入手が行われることはない。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月3日	I-5 ②所属長	保健福祉課長 四位 良和	保健福祉課長 櫻 伸一	事後	人事異動による
平成30年9月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長 櫻 伸一	保健福祉課長	事後	様式変更に伴う変更
平成30年9月1日	II-1 対象人数	2017/9/1	2018/9/1	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	II-2 取扱者数	2017/9/1	2018/9/1	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	II-1 対象人数	2018/9/1	令和元年6月1日	事後	評価の再実施による
令和1年6月29日	II-2 取扱者数	2018/9/1	令和元年6月1日	事後	評価の再実施による
令和2年6月1日	II-1 対象人数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施による
令和2年6月1日	II-2 取扱者数	令和元年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の再実施による
令和1年6月29日	IV リスク対策	なし	リスク対策への評価を実施	事後	様式変更に伴う記載事項追加
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二	番号法第19条第8項 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二	番号法第19条第9項 別表第二	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	II-1 対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年6月29日	II-2 取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年6月29日	II-1 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和4年6月29日	II-2 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和5年6月29日	II-1 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和5年6月29日	II-2 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和6年4月1日	I-5 ②所属長	保健福祉課	ほけん福祉課	事後	令和6年4月1日組織再編に伴う変更
令和6年4月1日	I-5 ②所属長の役職名	保健福祉課長	ほけん福祉課長	事後	令和6年4月1日組織再編に伴う変更
令和6年4月1日	I-7 請求先	さつま町役場 保健福祉課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま町役場 ほけん福祉課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	事後	令和6年4月1日組織再編に伴う変更
令和6年4月1日	I-8 連絡先	さつま町役場 保健福祉課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	さつま町役場 ほけん福祉課（鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-	事後	令和6年4月1日組織再編に伴う変更
令和6年6月28日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、12項、34項、84項	番号法第9条第1項 別表 21項、51項、107項	事後	令和6年6月9日施行される番号法の改正に伴う変更
令和6年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二	(情報提供事務) 番号法第19条第8号	事後	令和6年6月9日施行される番号法の改正に伴う変更
令和6年6月28日	II-1 対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和6年6月28日	II-2 取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和7年6月30日	9. 規則第9条第2項の適用			事後	項目の新規追加
令和7年6月30日	II-1 対象人数	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和7年6月30日	II-2 取扱者数	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和7年6月30日	8. 入手を介在させる作業項目の追加			事後	項目の新規追加
令和7年6月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	項目の新規追加
令和8年6月30日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	評価の再実施による
令和8年6月30日	II-1 対象人数	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和8年6月30日	II-2 取扱者数	令和7年6月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	評価の再実施による
令和8年6月30日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価の再実施による